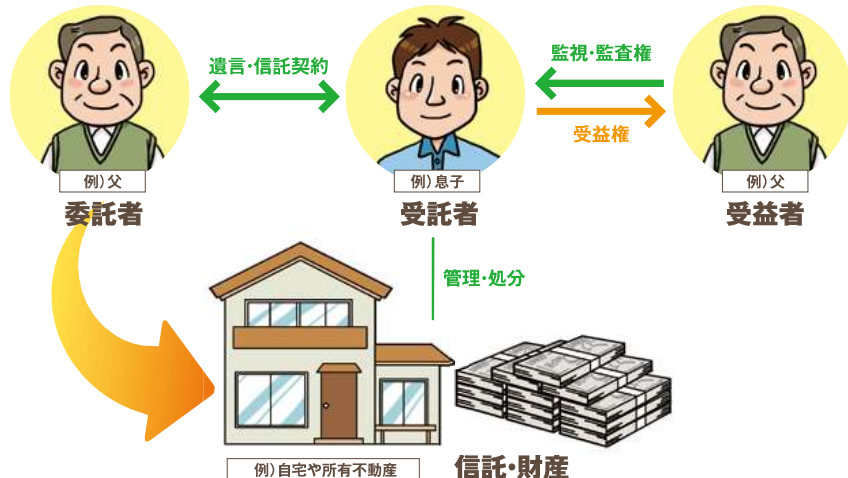


家族信託とは

今現在財産を持っている方が信頼できる相手に自分の財産の管理や処分をする権限を託すという財産の仕組みです。



信託の相談から実行までのステップ

- 1 営業店にて家族信託の相談・受付
- 2 外部専門家による信託プランの策定
- 3 信託契約書の内容確定
- 4 口座開設・お借入手続き

こんなお悩みの方は信託のご検討をオススメします。



〔ご留意事項〕

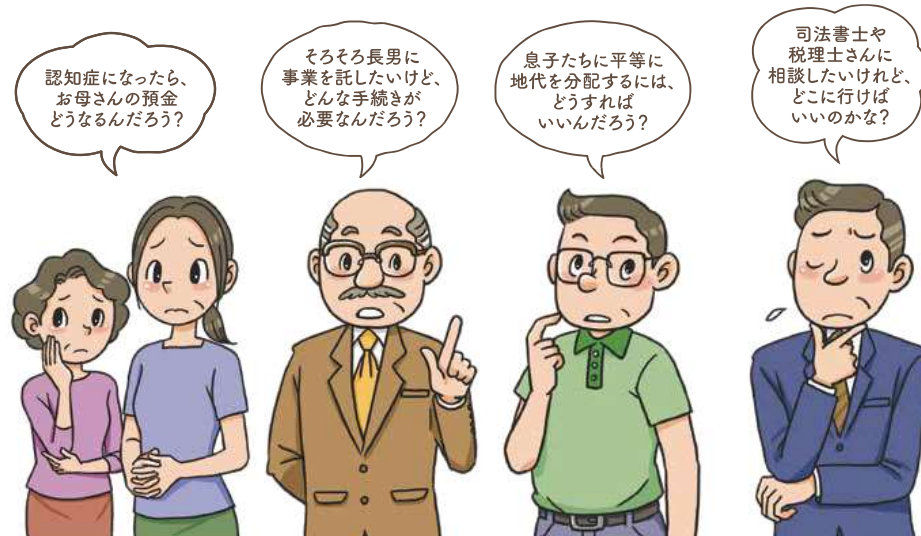
- 家族信託サポートサービス(以下、「本サービス」といいます。)において、民事信託契約書の作成を行うのは専門家(司法書士・税理士等)であり、当行がこれを行うものではありません。本サービスにおける法務上の取扱い及び税務上の取扱いについては、各種専門家にお問い合わせください。
- 本サービスにおける民事信託契約等の内容について、当行は責任を負いません。民事信託契約等の締結等に当たっては、専門家(司法書士・税理士等)へご相談のうえ行っていただきますようお願いいたします。
- 本サービスにおける民事信託契約等の当事者となるのは、お客さま及びお客さまのご家族等であり、当行は当該民事信託契約等の当事者とはなりません。
- 民事信託契約等の締結後、信託財産の管理・運用・処分等は、民事信託契約等で定められた受託者が行い、当行は信託財産の管理・運用・処分等に関与いたしません。
- 本サービスは、当行における貸付・預金等の他の取引とは独立したものであり、お客さまが当行と他の取引を行う場合に、本サービスを利用することが義務となることはありません。また、本サービスの利用にあたって、お客さまが当行と他の取引を行うことが条件となることはありません。
- 本サービスの内容、および本サービスにおいて当行がお客さまに提供した内容は、法令等の改正により変更になる場合がありますので、ご了承ください。
- 本サービスには、当行所定の手数料又は外部専門家のビジネスマッチング手数料が必要となります。

ご相談は、お気軽に当行本支店窓口までお問い合わせください。



おきぎん 家族信託 サポートサービス

事例紹介



CASE 1

母の認知症を心配する娘たち
母72歳/長女47歳/
次女42歳
お母さん思いの心優しい姉妹。

CASE 2

事業承継を考え始めた父
父(社長)65歳
自ら起業した会社を順調に成長させてきた父。元気なうちに長男への事業承継を検討中。

CASE 3

不動産相続の方法を模索する父
父(地主)70歳
3人息子が末永く仲良く暮らすことを願う父。地代の取り分で採めぬ方法を模索している。

CASE 4

ビジネスマッチング対策
父(事業家)65歳
財産管理を専門家に相談して、大勢の親族が相続などで困らないようにしたいと願っている。

ご家族の財産管理についてこのように解決します!

CASE 1 認知症対策

お母さんの意志が確認できないと、お母さん名義の預金を引き出せないこともあるんだって

お母さんが認知症になったら、お金のこと、どうしよう?

お母さまが認知症になる前にお母さまのご預金をご家族の方に信託(預ける)する家族信託で、娘さんが管理できるようになりますよ

長女

次女

行員 沖銀太郎

CASE 2 事業承継対策

長男が会社を継いでくれることになったんですが、会社の株式を渡す時に贈与税や買取準備金が必要になると聞いて悩んでいるんです。

贈与税

買取準備金

渡すのも難しい

戻すのも難しい

社長(父)

長男(後継者)

家族信託でご長男を受託者にすれば、議決権をご長男に移せます。配当を受ける権利を社長(父)のままにしておけば、贈与税はかかりませんよ

社長(父)

行員 沖銀太郎

CASE 3 不動産の相続対策

所有している軍用地を長男に相続させるつもりですが、地代は次男と三男も含めて3人に平等に分配したいと思っています。どんな方法があるのでしょうか?

長男

次男

三男

管理地代

地代

地代

家族信託なら、土地を分割することなく地代を3人に分配し、将来的にご長男に相続することも可能です

父

次男

三男

行員 沖銀太郎

CASE 4 ビジネスマッチング対策

不動産や預金などの財産管理のことで、信頼できる人に相談したいんですが、何をどの専門家に聞けば分からなくて困っています

財産

事業

不動産家

税理士Bさん

司法書士Aさん

司法書士Bさん

税理士Aさん

おきぎんでは、税理士や司法書士といった外部専門家と提携しています。必要に応じた専門家を紹介しますので、まずはご相談ください

社長(父)

行員 沖銀太郎